

横浜市年度限定保育事業実施要綱

制 定 令和 年 月 日 こ保対 第 号 (局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、待機児童及び保留児童対策として、保育所等の利用が保留となった児童等を対象に、認可保育所等の空きスペースを活用して、年度を限定して実施する保育（以下「年度限定保育」という。）の実施に関して、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 保育所等

次に掲げるいずれかの施設又は事業所をいう。

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する保育所
- イ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（子ども子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る認定を受けて利用する認定こども園を除く）
- ウ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。）第7条第5項の規定による地域型保育事業（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業）を行う事業所

(2) 実施施設

年度限定保育を実施する認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業をいう。

(3) 通常の保育

年度限定保育以外の法第24条第1項の規定による保育をいう。

(対象児童)

第3条 年度限定保育の対象児童は、原則として次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 横浜市内在住の児童とし、当該年度の初日の前日における満年齢が1歳又は2歳であること。
 - (2) 横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第4条第7項に基づく通知を受けていること。また、利用を希望する開始日の前日までに転入する者においては、前段の通知と同様の内容示した文書を受けていることまたは、横浜市給付認定及び利用調整事務取扱要領第15条第1項の協議の結果が保留となっていること。
- 2 前項の規定にかかわらず、児童の保護者が、別表1「横浜市内の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業」で保育業務に従事するに際して、家庭における保育が困難であり横浜市給付認定及び利用調整事務取扱要領第15条第1項の協議の結果が保留となっている場合は、横浜市外在住の児童も対象とする。

(実施施設)

第4条 実施施設は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 横浜市内に所在する認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業であること。
- (2) 1・2歳児の保育室等の施設の面積に余裕があり、児童を安全に受け入れられる職員体制が確保されていること

(3) 本事業を実施した場合であっても、横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成 24 年 12 月横浜市条例第 60 号）、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 47 号）、横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成 26 年 9 月横浜市条例第 48 号。）及びその他関係法令に定める基準を満たすこと。

ただし、小規模保育事業が 2 歳児を年度限定保育で受け入れる場合は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第 6 条第 1 項第 3 号に定める保育終了後の受入のための連携施設の確保を要しない。

(実施期間)

第 5 条 実施施設における年度限定保育の実施期間は、開始日から当該年度（以下「開始年度」という。）の末日までとする。

(事業の開始)

第 6 条 本事業の実施を希望するものは、事業開始の前々月の 25 日までに、横浜市年度限定保育事業実施届（第 1 号様式）により、施設所在区の区長（以下「区長」という。）に届け出なければならない。ただし、事業を 4 月 1 日から開始する場合は、市長が指定した期日までに届け出るものとする。

(事業実施内容の変更)

第 7 条 実施施設が実施内容を変更する場合は、変更しようとする月の前々月の 25 日までに、横浜市年度限定保育事業実施内容変更届（第 2 号様式）により、区長に届け出なければならない。ただし、現に受け入れている利用者の利益を不当に害する変更はできないものとする。

(こども青少年局長への通知)

第 8 条 区長は、第 6 条及び第 7 条に規定する届出を受理したときは、速やかにこども青少年局長に連絡することとする。

(実施施設に対する費用の支払い)

第 9 条 年度限定保育に係る実施施設への費用の支払いには、教育・保育給付認定を受けた児童に係る施設型給付費及び地域型保育給付費等と同様の取扱いとする。

(利用申請)

第 10 条 年度限定保育の利用を希望する保護者は、市長が指定する期日までに、横浜市年度限定保育事業利用申請書 兼 利用申請取下書 兼 利用申請内容変更届出書（第 3 号様式）を居住（予定）区（第 3 条第 2 項に該当する場合には、通常の保育所等を申請した区）の福祉保健センター長に提出しなければならない。

(利用期間)

第 11 条 年度限定保育の利用期間は、当該利用開始日の属する年度の末日までとする。
2 前項の規定にかかわらず、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱第 2 条第 3 項に基づき発行された給付認定決定通知書（市外在住のものにあつては、申請者の居住する市町村が子ども子育て支援法第 20 条第 4 項の規定に基づき通知した教育・保育給付の認定）の有効期間を超えての利用はできない。

(利用調整)

第12条 年度限定保育の利用調整については、この要綱に定めのないものについては、横浜市給付認定及び利用調整等実施要綱で定める通常の保育に準ずる取扱いとする。

- 2 利用調整に用いるランク及び調整指数は、原則として直近の利用調整（4月入所においては二次利用調整）における最も高いものとする。ただし、区長が必要と認める場合にはこの限りではない。
- 3 きょうだいが同時に利用申請を行う場合、通常の保育の利用申請時に希望した、きょうだいが同時に利用申請を行う場合の意向については、適用しないものとする。
- 4 年度限定保育の利用児童は、横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例第6条第1項第3号及び横浜市民間保育所設置認可・確認等要綱第26条第1項第1号に定める連携施設での受入れの対象外とする。
- 5 利用調整においては、年度限定保育の実施施設は、当該実施主体である認可保育所、認定こども園又は小規模保育事業とは別の施設として扱う。

(利用調整結果の通知)

第13条 利用調整の結果、利用が内定したときは第4号様式により、保留としたときは第5号様式により、その旨を当該申請者へ通知するものとする。

(保育料等)

第14条 年度限定保育の保育料（延長保育事業を利用する場合は、延長保育料を含む。）は、通常の保育と同様の取扱いとする。

(その他事項)

第15条 この要綱に定めのない事項については、原則として通常の保育と同様の取扱いとする。

(施行の細目)

第16条 この要綱に定めるもののほか、年度限定保育の実施に関し必要な項目は、こども青少年局長が定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以降に開始する年度限定保育について適用する。

別表1 (横浜市内の待機児童の対策に資する施設・事業や保育施策・事業)

世帯において「保育士、看護師、保健師、助産師又は准看護師の資格を保有する保護者が、市内の認可保育所、認定こども園、横浜保育室、認可乳児保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、企業主導型保育事業、横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園、横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園、乳幼児一時預かり事業又は病児・病後児保育事業で、月64時間以上保育業務に従事する又は内定している（派遣職員は除く）」場合。

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育）実施園及び横浜市私立幼稚園2歳児受入れ推進事業実施園については幼稚園教諭も可とする